**様式第１号別葉**（第４条、別表関係）

小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書・別葉（事業計画）

申請者名

(1) 自家消費型太陽光発電設備

(2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備

(3) ＥＶ宿場町用太陽光発電設備

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 |  |
| 発電した電力の供給を受ける施設等所在地 | 小田原市 |
| 導入方法 | 自己所有 | ・ | リース | ・ | ＰＰＡ |
| 補助対象施設の民生部門該当有無 | 有 | ・ | 無 |
| 太陽光発電設備の出力 |  | kW |
| 設置費用 |  | 円 |
| 自家消費率の見込み |  | ％ | ※(1)または(2)を申請する場合のみ |
| 補助対象事業費(A) |  | 円 |
| 補助金申請額(=A×2/3) |  | 千円(千円未満切捨て) |

※太陽光発電設備の出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とする。

※設置費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(4) 蓄電池

|  |  |
| --- | --- |
| 形式 |  |
| 導入方法 | 自己所有 | ・ | リース | ・ | ＰＰＡ |
| 補助対象施設の民生部門該当有無 | 有 | ・ | 無 |
| 蓄電容量 |  | kWh |
| 設置費用 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A) |  | 円 |
| 補助金申請額(=A×2/3) |  | 千円(千円未満切捨て) |

※設置費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(5) エネルギーマネジメントシステム（ＢＥＭＳ）

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 小田原市 |
| 品名（形式） |  |
| 契約形態 | 自己所有 | ・ | リース |
| 補助対象施設の民生部門該当有無 | 有 | ・ | 無 |
| 設置費用 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A) |  | 円 |
| 補助金申請額(=A×2/3) |  | 千円(千円未満切捨て) |

※設置費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(6) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 小田原市 |
| 品名（形式） |  |
| 契約形態 | 自己所有 | ・ | リース |
| 設置費用 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A) |  | 円 |
| 補助金申請額(=A×2/3) |  | 千円(千円未満切捨て) |

※設置費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(7) ＥＶ（カーシェア）

|  |  |
| --- | --- |
| 車種・グレード |  |
| 契約形態 | 自己所有 | ・ | リース |
| 補助対象施設の民生部門該当有無 | 有 | ・ | 無 |
| 車両本体価格(A) |  | 円／台 |
| Ａの１／３の額(B) |  | 千円／台(千円未満切捨て) |
| Ｂと１００万円のいずれか低い額(C) |  | 千円／台 |
| 導入台数(D) |  | 台 |
| 補助金申請額(＝C×D) |  | 千円 |

※車両本体価格は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(8) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 小田原市 |
| 建物又は店舗の名称等 |  |
| 契約形態 | 自己所有 | ・ | リース |
| 補助対象施設の民生部門該当有無 | 有 | ・ | 無 |
| 高効率換気空調設備 | 設置費用 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A1) |  | 円 |
| 補助率(B) | ２／３ |
| 補助金申請額(C1=A1×B) |  | 千円(千円未満切捨て) |
| 高効率照明機器 | 設置費用 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A2) |  | 円 |
| 補助率(B) | ２／３ |
| 補助金申請額(C2=A2×B) |  | 千円(千円未満切捨て) |
| 高効率給湯器 | 設置費用 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A3) |  | 円 |
| 補助率(B) | ２／３ |
| 補助金申請額(C3=A3×B) |  | 千円(千円未満切捨て) |
| コージェネレーション等 | 設置費用 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A4) |  | 円 |
| 補助率(B) | ２／３ |
| 補助金申請額(C4=A4×B) |  | 千円(千円未満切捨て) |
| 補助金申請額合計(＝C1～C4の計) |  | 千円 |

※設置費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

 (9) 省エネ診断

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診断費用合計 |  | 円 |
| （件数） | （ |  | 件 | ） |  |
| 補助対象事業費(A) |  | 円 |
| 補助金申請額(=A×2/3) |  | 千円(千円未満切捨て) |

※診断費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

※１申請あたり１０件を上限とする。

(10) エリアエネルギーマネジメントシステム（ＡＥＭＳ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業費 |  | 円 |
| 補助対象事業費(A) |  | 円 |
| 補助金申請額(=A×2/3) |  | 千円(千円未満切捨て) |

※設置費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

エリアエネルギーマネジメントシステムへの接続に不可欠な機器の設置を行う場合にあっては、次の事項について誓約してください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | エリアエネルギーマネジメントシステムへの接続に不可欠な機器を設置した再生可能エネルギー発電設備を、当該システムに接続すること。 |

(11) 太陽光発電設備の系統接続

【系統接続費用】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 接続費用 |  | 円 |
| カーポート型太陽光発電設備の整備における補助対象事業費 |  | 円 |
| 太陽光発電設備の出力 |  | kw |
| 補助対象事業費(A) |  | 円 |
| 補助金申請額(=A×2/3) |  | 千円(千円未満切捨て) |

【太陽光発電設備に係る情報】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助メニュー（該当するものにチェック） | □ | (2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備 |
| □ | (3) ＥＶ宿場町用太陽光発電設備 |
| 額確定通知 | 発出日 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 番　号 | ゼ指第 |  | 号 |  |
| ※額確定通知が発出されていない場合は、額確定通知を交付決定通知に読み替えて記載すること。 |

※接続費用は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

※太陽光発電設備の出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とする。